

次回からの当社株主総会にかかる 送付資料について

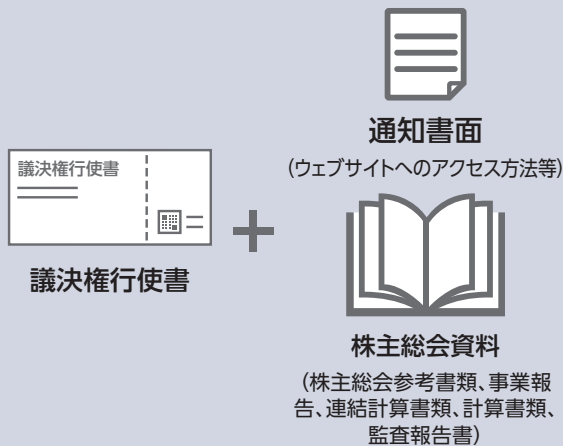
2022年9月の改正会社法の施行により、株主総会資料の電子提供制度が開始されました。

当社におきましては、第2回定時株主総会（2024年6月開催）までは、書面交付請求の有無に関わらず株主の皆さまに対して一律に株主総会資料を書面にてお送りしておりましたが、次回（第3回）の定時株主総会（2025年6月開催予定）からは、簡易な招集通知をお送りする予定です。

（※）株主総会資料の電子提供制度とは、発行会社が株主総会資料をウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトへのアクセス方法を株主さまに通知し、株主さまは、原則として当該ウェブサイトで株主総会資料を閲覧する制度です。

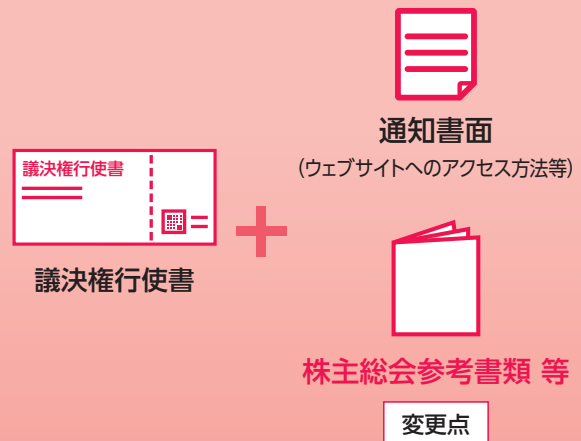
これまで

＜株主さまに書面でお送りするもの＞



次回から (第3回定時株主総会以降)

＜株主さまに書面でお送りするもの＞



＜ウェブサイトでの閲覧＞



株主総会資料の全文は、通知書面に記載された方法により、当社ウェブサイト等にアクセスすることでご確認いただけます。

【ご留意事項】

- 次回から、書面交付請求がない場合、議決権行使書、通知書面（ウェブサイトへのアクセス方法、株主総会の日時、場所、目的事項等）、株主総会参考書類等をお送りする予定です。
- インターネットのご利用が困難で、次回以降の株主総会資料についても、書面での受領を希望される株主さまは、当社の株主総会の議決権の基準日（定時株主総会については毎年3月31日）までに、お早めに書面交付請求のお手続きをお願いいたします。

詳しくは裏面へ ▶

「書面交付請求」のお手続きについて

「書面交付請求」とは？

インターネットを利用することが困難な株主さまを保護するための
お手続きです。お手続きいただいた株主さまには、株主総会資料を
書面でお送りします。

なお、書面交付請求を行わなかった場合でも、議決権行使書、通知
書面（ウェブサイトへのアクセス方法、株主総会の日時、場所、目
的事項等）、株主総会参考書類等をお送りする予定です。

「書面交付請求」の 受付期限は？

当社の株主総会の議決権の基準日（定時株主総会については毎
年3月31日）までに、お手続きを完了する必要がありますので、
できるだけ余裕を持ってお手続きをお願いいたします。

（注）次回（第3回）の定時株主総会の場合、2025年3月31日までに、
お手続きを完了する必要があります。

お手続き方法は？

当社の 株主名簿管理人（下記）、または 証券会社（当社株式を保有
する口座を開設されている） へお問い合わせください。



なお、お手続きには費用がかかる場合があります。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電子提供制度専用ダイヤル



0120-696-505

（受付時間：土・日・祝日等を除く 平日9：00～17：00）

[https://www.tr.mufig.jp/
daikou/denshi.html](https://www.tr.mufig.jp/daikou/denshi.html)

